

札幌市子どもの貧困対策計画 2018～2022

平成30年度（2018年度）実施状況
＜ 総 括 ＞



令和元年（2019年）8月
札幌市

< 目 次 >

- ・ 計画策定の概要 p 2
- ・ 計画の推進体制 p 3
- ・ 施策の体系と主な取組 p 4
- ・ 平成30年度の主な取組状況 p 5
- ・ 特に推進するべき取組の新規事業 p 9
（子どものくらし支援コーディネート事業）
- ・ 成果指標の状況 p 10
- ・ 施策ごとの課題と今後の方向性 p 11
- ・ 現状における課題、計画策定による効果と今後に向けて . . . p 12
- ・ 国の動きなど p 13

札幌市子どもの貧困対策計画 <計画策定の概要>

< 計画策定の趣旨 >

策
定
前

国が大綱等で示す教育や生活、就労などの支援に関して、計画策定以前も教育や福祉に関連する施策や困難な状態の連鎖を防ぐための施策を実施してきたところ。

実
態
調
査

子ども・若者やその世帯の家庭生活、教育、就労等の実態を把握することを目的として、平成28年（2016年）に**実態調査を実施し、様々な課題が明らかとなった。**

計
画
策
定

子どもの貧困対策に係る取組を**体系的に整理し、福祉や教育などの各部局が連携を図りながら計画的に進める**ことで、**困難を抱えている子どもやその世帯をより効果的な支援につなげる**ことを趣旨として、平成30年（2018年）3月「札幌市子どもの貧困対策計画」を策定。

< 計画期間 >

平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5年間

< 基本理念 >

子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしなが、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現

< 子どもの貧困のとらえ方 >

主に経済的な問題を要因として、子どもが生まれ育つ環境に様々な困難が生じることにより、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など、発達の諸段階において様々な不利や制約と結びつき、**子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態。**

< 計画の対象 >

「子どもの貧困」の状態にある**子ども・若者とその家族**
(**生まれる前の妊娠期**から、社会的自立へ移行する年齢層として**概ね20歳代前半までの年齢**)

H28札幌市子ども・若者生活実態調査
(市民アンケート、支援者ヒアリング、座談会)

困難を抱える子ども・家庭における課題

< 課題1 > 相談・支援

- ・悩みを相談する人がいない、支援制度を知らないなど、社会的孤立の傾向
- ・困難を周囲に見せない、外から気づきにくい
- ・相談窓口への行きづらいつと感じる世帯の存在

< 課題2 > 子どもの育ちと学び

- ・核家族化の進展で、保護者の負担増、子育ての不安を一人で抱え込む世帯が増加。
- ・学習環境が十分に整わず、学習理解度も低い傾向
- ・教育や進路のことを親に相談できない、家庭や学校に居場所がないと感じる子どもの存在
- ・「孤食」などの状況にある子どもの存在

< 課題3 > 若者の社会的自立

- ・大学進学希望が低い。
- ・経済的要因により進学を諦める事例、身近に適切なモデルがなく進学や就職のイメージが持てない子どもの存在

< 課題4 > 生活基盤の確保

- ・教育資金の準備状況に差が生じるなど、世帯の経済状況が子どもにも影響
- ・仕事をしているにも関わらず収入が少ない。特に母子家庭において強い傾向

< 課題5 > 特に配慮を要する世帯への支援

- ・児童養護施設等入所児童への退所後の生活や進学等への支援の重要性
- ・ひとり親家庭は経済的に苦しい世帯が多く、様々な困難を抱えやすい傾向
- ・生活保護世帯等では、日常生活や進学等の様々な場面で困難や制約が発生

札幌市子どもの貧困対策計画 < 施策の体系と主な取組 >

基本施策	施策	施策の方向性	主な取組・事業（下線は新規、事業数は再掲含む）
< 1 > 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進	<1-1> 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難を抱えている子ども・世帯に気づき、必要な支援につなげる体制の推進 ・ 成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進 ・ 配慮を要する子ども・世帯への相談支援の推進 	子どものくらし支援コーディネート事業、子どもの貧困への理解の促進、SSW・SCの活用、こそだてインフォメーション、養育支援員派遣事業、など24項目
	<1-2> 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援機関や団体等との連携の推進、広報の充実 	地域における支援機関や団体等との連携促進、必要な支援策を届ける広報の充実、児童相談体制の強化、幼保小連携の推進、など7項目
< 2 > 子どもの育ちと学びを支える取組の推進	<2-1> 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える取組の推進 ・ 乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援の充実 	子ども医療費助成、乳幼児健康診査、保育ニーズに応じた保育施設等の整備促進、第2子以降の保育料無料化事業、ファミリー・サポート・センター事業、など22項目
	<2-2> 子どもの学びの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学びを支える取組の推進 ・ 子どもが安心して学ぶための支援体制の推進 ・ 教育の機会均等を図るための経済的支援の充実 	若者の社会的自立促進事業（学習支援）、札幌まなびのサポート事業、就学援助、奨学金支給、高等学校等生徒通学交通費助成、など20項目
	<2-3> 子どもの居場所づくり・体験活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが安心して放課後等を過ごすことができる居場所づくりの推進 ・ 子どもの自主性などを育む多様な学びや体験・交流活動の推進 	地域における子どもの居場所づくりの推進、新型児童会館整備、サッポロサタデースクール事業、など10項目
< 3 > 困難を抱える若者を支える取組の推進	<3-1> 社会的自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難を抱える若者の社会的自立に向けた支援の推進 ・ ひきこもり対策の充実 	若者の社会的自立促進事業【再掲】、困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実、ひきこもり対策推進事業、など14項目
< 4 > 保護者の就労や生活基盤の確保	<4-1> 保護者の自立・就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯の保護者の自立・就労に向けた支援の推進 	女性の多様な働き方支援窓口運営事業、ひとり親家庭就業機会創出事業、高等職業訓練促進給付金事業、など9項目
	<4-2> 生活基盤の確保に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯の生活基盤の確保に向けた支援の推進 	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業、児童扶養手当、児童手当、など10項目
< 5 > 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進	<5-1> 社会的養護を必要とする子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護を必要とする子どもへの施設入所中、退所後における支援の推進 	児童相談体制の強化【再掲】、社会的養護自立支援事業、スタディメイト派遣事業、など11項目
	<5-2> ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭が抱える多岐にわたる課題への総合的な支援の推進 	ひとり親家庭就業機会創出事業【再掲】、高等職業訓練促進給付金事業【再掲】、ひとり親家庭等医療費助成、など16項目
	<5-3> 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護世帯、生活に困窮する世帯への個々の状況に応じた支援の推進 	生活保護、生活困窮者自立支援事業、札幌まなびのサポート事業【再掲】、など8項目

平成30年度（2018年度）の主な取組状況

＜計画掲載事業の進捗＞

- ・本計画に掲載している120の事業について、新規事業は全て開始済み及び各事業継続中。（詳細は個別事業の進捗状況のとおり）
- ・新規事業及び拡充事業については、以下のとおり。（2019年以降も内容拡充を予定している事業あり。）

関連 施策	取組・事業名	主な対象				平成30年度（2018年度）の取組状況
		乳 幼児	小 学 生	・高 ・若 校 生	保 護 者	
1-1	子どものくらし支援コーディネート事業【新規】 子ども未来局子ども育成部	○	○	○	○	・子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が地域を巡回し、関係機関と連携しながら、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を開始。 ・平成30年8月～：1名体制2区10地区 → 平成30年11月～：3名体制6区30地区へ拡大 ・相談受理件数：374件（平成31年3月末まで）
1-1	子どもの貧困への理解の促進【新規】 子ども未来局子ども育成部	○	○	○	○	・子どもの貧困への関心や理解を深めるためのシンポジウムを平成31年2月に開催（190名参加）。 ・子どものくらしを支える取組を紹介するパンフレットを、学校や児童会館等に配布するなど普及啓発を実施。
1-1 2-2	スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用【拡充】 教育委員会学校教育部		○	○	○	・困難を抱える児童生徒を支援するSSWのうち、有資格者のSSWを2人増員し計13名とし、また、各区に拠点校を置き、巡回SSWを5名配置し、計18名体制とした。 ・10区を3つのエリアに分け、各エリアを有資格者SSW（4名）及び巡回SSW（3～4名）で担当する体制としたことにより、有資格者SSWの早期派遣が可能となり、児童生徒への支援の充実が図られた。
1-1 2-2	スクールカウンセラーの活用【拡充】 教育委員会学校教育部		○	○	○	・児童生徒や保護者の教育相談に対応するスクールカウンセラー（SC）を、全市立小・中・高等学校・特別支援学校及び中等教育学校に配置。小学校1校当たりの年間配置時間数を3時間増加し66時間とした。 ・小学校における相談件数は、前年度より増加しており、SCの有効活用が図られた。 ・教育プログラムや校内研修でのSCの活用など、生徒指導上の課題の未然防止に向けた取組を充実させた。
1-1 3-1	ひきこもり対策推進事業【拡充】 子ども未来局子ども育成部		○	○	○	・ひきこもり専門の相談窓口であるひきこもり地域支援センターにて、電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や年40回の出張相談を実施。 ・集団型支援拠点事業を試行的に実施し、ひきこもり当事者向け交流会及び家族向け交流会を各9回開催。
1-1 3-1	困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実【拡充】 子ども未来局子ども育成部			○		・若者支援施設5か所において、困難を有する若者やその家族からの相談に応じたほか、就労支援セミナー、対人トレーニング、就労体験等の自立支援プログラムを実施し、若者の社会的自立を促進。 ・困難を有する子ども・若者を適切な支援機関へとつなげられるよう、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」をはじめとする支援機関の連携促進に取り組んだ。

関連 施策	取組・事業名	主な対象					平成30年度（2018年度）の取組状況
		乳 幼児	学 生	小・ 中 ・高 校 生	若 者 生	保 護 者	
1-1	こそだてインフォメーション （旧子育て情報室）【拡充】 子ども未来局子育て支援部	○				○	・子育てについての相談や、地域の子育て支援事業、教育・保育施設及び各種制度の情報提供を行う「子育て情報室」を、全区において「こそだてインフォメーション」としてリニューアルオープン。 ・利用者数：96,000人（29年度より46,686人増）、・利用組数：49,547組（25,045組増） ・10月からは、3区（北区・東区・白石区）において、ファミリー・サポート・センター事業と病後児デイサービス事業の事前登録窓口を試行的に開設。
1-1 5-1	養育支援員派遣事業 【29年度新規】 子ども未来局児童相談所	○	○	○		○	・養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化。 ・延べ9世帯に養育支援員を派遣し、各世帯の状況に応じた支援を実施。
1-2	地域における支援機関や団体等との連携促進 【新規】 子ども未来局子ども育成部	○	○	○		○	・子どもの居場所づくりに取り組む団体等の学習会に出席するなど、関係機関とのネットワーク形成、情報交換を行った。 ・平成31年2月に子どもの貧困への関心や理解を深めるためのシンポジウムを北海道や北海道大学と共同で開催したほか、地域や学校等においても出前講座や研修を計16回開催するなど、様々な団体と意見交換や広く市民に対しても普及啓発を行い、まち全体で子どもの貧困対策に取り組んでいく機運の醸成を図った。
1-2 5-1	児童相談体制の強化 【拡充】 子ども未来局児童相談所	○	○	○		○	「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、平成30年度は児童虐待防止ハンドブックの改訂、第二児童相談所の設置に関する検討などを実施し、また里親トレーニング事業を開始。
1-2 5-2	必要な支援策を届ける広報の充実 【拡充】 子ども未来局など	○	○	○		○	・広報さっぽろの巻頭特集において、子どもを支える取組や支援機関を紹介。 ・区の「子育て情報室」を「こそだてインフォメーション」としてリニューアルオープン（再掲）。 ・児童扶養手当の現況届の対象世帯全てに、ひとり親家庭向けの支援制度等の案内チラシを送付。 など
2-1	子ども医療費助成 【拡充】 保健福祉局保険医療部	○	○			○	小学校1年生まで（平成30年4月に拡大）の入院・通院及び小学生・中学生の入院にかかる医療費自己負担分の一部を助成。助成件数：1,726,007件、助成金額 3,212,877千円。 （平成31年4月からは、新たに小学2年生の通院を助成対象に拡大。）
2-1	保育ニーズに応じた保育施設等の整備促進 【拡充】 子ども未来局子育て支援部	○				○	多様化する保育ニーズに対応するため、保育定員の確保や既存施設の認定子ども園化などにより供給量拡大。 ①私立保育所整備費等補助事業：保育所新築、賃貸等による創設などにより定員増670人 ②認定こども園整備費補助事業：幼保連携型認定こども園の新築・移行などにより定員増390人 ③小規模保育改修補助金の拡充：小規模保育事業新築・改修などにより定員増393人
2-1	第2子以降の保育料無料化事業 【29年度拡充】 子ども未来局子育て支援部	○				○	これまでの第3子以降に加え、最も保育料の高い3歳未満児童を対象として、平成29年度から第2子についても保育料を無料化し、子育て世代の経済的負担を軽減。
2-2 3-1	若者の社会的自立促進事業 （学習支援） 【新規】 子ども未来局子ども育成部				○		学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指す学習相談及び学習支援を、平成30年度から新たに実施。 ・高校中退者等から延べ83件の相談 ・21名に対し高等学校卒業程度認定試験や高校受験を目標とした学習支援を実施。

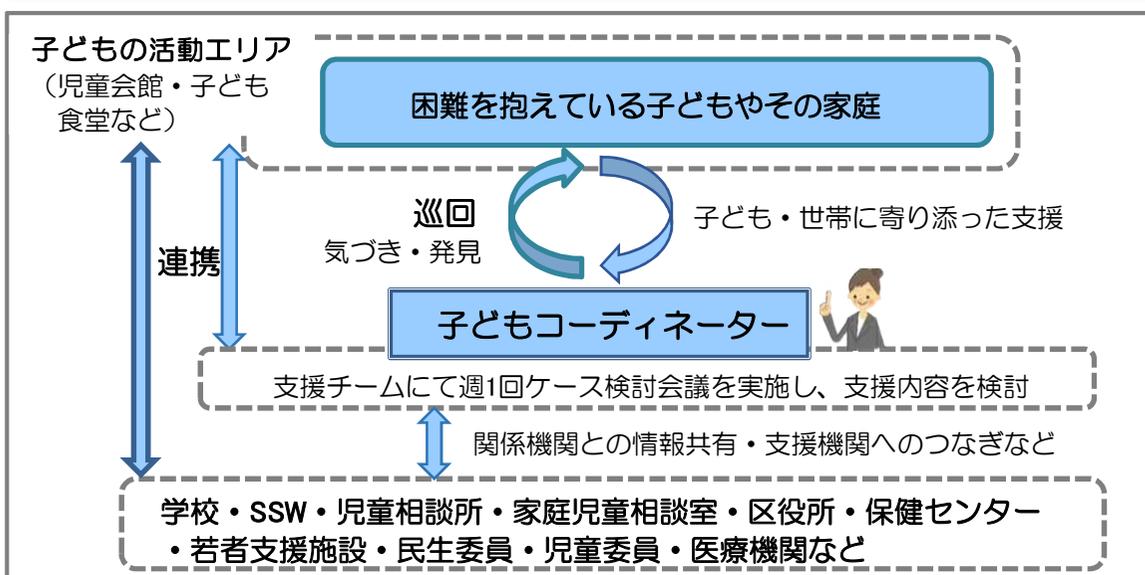
関連 施策	取組・事業名	主な対象				平成30年度（2018年度）の取組状況
		乳 幼 児	学 生	小・ 中 ・高 校 生	保 護 者	
2-2	子どもの学びの環境づくり事業 【29年度拡充】 子ども未来局子ども育成部		○			不登校児童生徒の受け皿となっている札幌市内のフリースクール等民間施設に対し、児童生徒の指導体制の整備や、教材・体験活動等の充実を目的として当該経費の一部を助成。平成29年度から、児童生徒数に応じた補助上限額の段階を増やし、支援の拡充。平成30年度は計9団体へ補助。
2-2	高等学校等生徒通学交通費助成 【新規】 教育委員会学校教育部			○		札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校などに通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成。平成30年度から助成を開始、助成対象者数583人。
2-2	就学援助 【拡充】 教育委員会学校教育部		○			・経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成。対象児童数（小学校）：12,072人、対象生徒数（中学校）：6,725人。 ・平成30年度より、小学校入学者に対する入学準備金の入学前支給を開始。
2-3	地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組【新規】 子ども未来局子ども育成部		○	○		子ども食堂など、地域における子どもの居場所の運営状況や地域ニーズの調査に基づき作成した「さっぽろ子ども食堂子どもの居場所づくりガイドブック」を活用し、利用や開設に向けた活動紹介や情報提供を実施。ガイドブック配布数：6,000部。
2-3	新型児童会館整備 【拡充】 子ども未来局子ども育成部	○	○	○		既存の児童会館及びミニ児童会館を、小学校や地域のまちづくり活動施設と併設した児童会館として再整備を進めた。開設4か所、工事3か所、実施設計3か所、基本設計2か所。
2-3	サッポロ・サタデースクール事業 【拡充】 教育委員会生涯学習部		○			・公募により実施校を拡大し、43校（小学校33校、中学校10校）で実施。地域人材や企業等の豊かな社会資源を活用した土曜日ならではの多様な教育プログラムを各実施校で平均8回程度実施。 ・運営協議会構成員の資質向上を図るために、実践事例の紹介や実施校間の情報交換の機会を設けるなどの研修会を実施。
3-1	公立大学法人札幌市立大学運営費 交付金の交付（授業料の減免） 【拡充】 まちづくり政策局政策企画部			○		経済的困窮状態にある学生について、札幌市立大学への運営費交付金において授業料減免に係る費用を加味。 ・平成30年度実施状況、減免人数：201人、減免額：25,093,300円。
4-1	女性の多様な働き方支援窓口運営 事業） 【拡充】 経済観光局雇用推進部				○	平成30年10月に女性の多様な働き方支援窓口「ここシェルジュSAPPORO」を開設。 ・キャリアカウンセラーによる個別相談や、就労や育児に関する不安を解消するセミナー、在宅ワークに関する情報提供、再就職に向けた職場体験等を実施。 ・市内認可保育所等の情報もあわせて提供することで、就労と子どもの預け先の一体的な相談支援を行った。
4-1 5-2	ひとり親家庭就業機会創出事業 【拡充】 子ども未来局子育て支援部				○	ひとり親家庭の就業を支援するため、ひとり親家庭の就業に理解がある企業を開拓し、就職の機会を提供する合同就職説明会を開催。平成30年度より合同就職説明会の開催回数を2回に増やし実施。 ・1回目：平成30年8月25日開催（説明会参加企業数：25社、説明会参加者数：82人） ・2回目：平成31年3月2日開催（説明会参加企業数：15社、説明会参加者数：129人）

関連 施策	取組・事業名	主な対象				平成30年度（2018年度）の取組状況
		乳 幼 児	学 生	小・中 ・高 校生	保 護 者	
4-1 5-2	高等職業訓練促進給付金事業 【拡充】 子ども未来局子育て支援部				○	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得に係る養成機関に通った場合に給付金を支給。 対象資格に栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士を追加。 ・高等職業訓練促進給付金 非課税世帯（100,000円）92件 106,400千円、課税世帯（70,500円）27件 24,675千円 ・高等職業訓練修了支援給付金 非課税世帯（50,000円）26件 1,300,000円、課税世帯（25,000円）6件 150,000円
4-2 5-2	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 【拡充】 子ども未来局子育て支援部				○	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等12種類の資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を実施。大学院に進学する子を貸付対象に追加。 ・母子福祉資金貸付金 65件 43,871,400円 ・父子福祉資金貸付金 3件 1,782,000円 ・寡婦福祉資金貸付金 4件 2,397,000円
4-2	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 【29年度新規】 都市局市街地整備部			○	○	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者など）の円滑な入居を促進する登録住宅制度について、登録制度の運用のほか、札幌市公式ホームページによる周知、窓口でのチラシ配架による情報提供を実施。
5-1	社会的養護自立支援事業 【29年度新規】 子ども未来局児童相談所			○		20歳到達により児童養護施設等の入所措置を解除された者等のうち、自立のため支援を継続して行うことが適当な場合において、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて、引き続き必要な支援を実施。 ・延べ13名が事業を利用。

特に推進すべき取組の新規事業（子どものくらし支援コーディネート事業）

＜事業概要＞

- ・実態調査において、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、子どもや保護者自身の悩みについて相談する人がいない、子育てに関する制度やサービス、相談窓口を知らないなど、社会的孤立の傾向にあることを確認。本計画で、相談支援体制の充実・強化を特に推進すべき取組とした。
- ・その取組の一環として、平成30年（2018年）8月から、地域を巡回し、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し必要な支援につなげる「子どものくらし支援コーディネート事業」を一部地域で試行的に開始し、以降、段階的に地区を拡大して実施。
- ・相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館など子どもの居場所を巡回し、区役所や学校など関係機関とも連携しながら、困難を抱える子どもや家庭に必要な支援につないだり、重層的な見守りへとつなげている。



- ・子どもコーディネーターは、札幌市若者支援総合センター内に配置。教員、臨床心理士、保育士などの有資格者で子どもの相談支援に豊富な経験を持つ。
- ・事業開始以降、1名が2区10地区を担当しており、現在は10区50地区に拡大。
- ・全区に展開していく中で、巡回エリア、人員体制、活動拠点等について検討していく。

2018.8～2018.10		2018.11～2019.7		2019.8～	
1名	2区10地区	3名	6区30地区	5名	10区50地区
北・東区		北・東区		北・東・白石・豊平・清田・西区	
		(拡大) 白石・豊平・清田・西区		(拡大) 中央・厚別・南・手稲区	

H30相談受理状況

相談種別	件数	割合	内容
養育環境面	138	36.9%	親との離別、親の稼働・離職、病気等により、子の養育に困難をきたしている、食事・衛生面で気になるなど
発達・精神面	111	29.7%	コミュニケーションが苦手、落ち着きがない等、発達や成長の遅れが心配されるなど
問題行動・非行等	68	18.2%	友人とのトラブル、非行など
学習・学校面	42	11.2%	不登校、学習の遅れ、学校中退等
問い合わせ等	12	3.2%	
経済面	3	0.8%	
計	374	100.0%	

【相談の傾向】子の発達・精神面、学習面、食事面の課題を内包する「養育環境面」の相談が多く、同時に親子関係の課題を抱えているケースが多い。

＜支援の例＞

- ・不登校や高校中退の児童などを若者支援機関につないだ。
- ・子どもの発達が心配されるケースを医療機関へ、虐待が心配されるケースを児童相談所につないだ。
- ・区役所、学校・SSW、民生・児童委員等とも連携・情報共有しながら、地域からの重層的な見守りにつなげた。
- ・今までも少し気になっていた子どもについての相談を周辺者から受け、保護者とも面談し必要な助言や制度の案内等を行った。

成果指標の状況 （基本施策ごとの指標を設定）

基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

指標	当初値 (H28年度)	現状値 (H30年度)	目標値 (R4年度)	出典
①区役所の相談窓口にて子育てや生活について相談する方法を知らなかった世帯の割合	6.0%	—	0%	H28実態調査 (調査は5年ごと)
②妊娠・出産や子育てについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安や負担が軽減されている人の割合	57.3%	81.6%	65.0%	札幌市指標達成度調査

基本施策2 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

指標	当初値	現状値	目標値	出典
③子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合	56.1%	50.9%	80.0%	札幌市指標達成度調査
④子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合	56.9%	52.7%	70.0%	札幌市指標達成度調査

基本施策3 困難を抱える若者を支える取組の推進

指標	当初値	現状値	目標値	出典
⑤困難を抱える若者が自立に向けて支援機関を利用し職業訓練への参加や進路決定をした割合	43.9%	55.4%	60.0%	子ども未来局 子どもの権利推進課調べ

基本施策4 保護者の就労や生活基盤の確保

指標	当初値	現状値	目標値	出典
⑥子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合	62.6%	—	50.0%	H28実態調査 (調査は5年ごと)
⑦ひとり親家庭の親（母子家庭）の就業者に占める正規の職員の割合	35.8%	—	45.0%	H28実態調査 (調査は5年ごと)

基本施策5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

指標	当初値	現状値	目標値	出典
⑧市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合	62.6%	70.0%	70.0%	子ども未来局 児童相談所調べ
⑨今後の生活に不安があるひとり親家庭（母子家庭）の割合	88.0%	—	80.0%	H29ひとり親家庭等への調査 (調査は5年ごと)
⑩生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	97.5%	97.6% (H30.3月卒業分)	※一般世帯 の進学率	保健福祉局 保護自立支援課調べ

<施策ごとの課題と今後の方向性>

基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

- ・相談支援体制の充実のための新たな取組の一つとして、子どものくらし支援コーディネート事業の開始や子どもの貧困への理解促進のための普及啓発などを行ったほか、SSW、SC、こそだてインフォメーション（リニューアル）などの相談支援の取組を拡充。
- ・指標②について、「相談等により不安や負担が軽減されている人の割合」が8割まで上昇。家族や友人による子育てへのサポートのほか、各種相談支援体制や情報提供手段の充実・強化なども一定の評価があったものと受け止めている。一方、2割程度は相談相手や情報収集手段が無い、不安軽減ができていないという結果であり、行政による支援の充実は必要。
- ・基本施策1を特に推進すべき施策と位置づけており、今後も相談支援策の充実・強化に取り組む。

基本施策2 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

- ・子ども医療費助成の拡充、ニーズに応じた保育施設の整備など、乳幼児期の子どもへの支援を実施。また、学校教育に加えて、就学援助の拡充、特に配慮を要する子どもへの学習支援、子どもの居場所づくりや体験活動への支援を実施。
- ・指標③④について、いずれも低下傾向。③は就労する女性が大幅に増加したことに伴う保育需要の高まり、仕事との両立に不安を抱える保護者や希望する保育サービスを利用できない方が存在することなどが要因であると考えられる。④は少子化や地域コミュニティの希薄化などにより、子どもが多様な人間関係の中で社会性や対人関係を身につける機会が減ってきていることを示していると考えられる。
- ・今後も、乳幼児期から学齢期において、安心して子育てができるよう、切れ目のない支援体制の充実を図る。また、学びの支援や子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりの推進が必要。

基本施策3 困難を抱える若者を支える取組の推進

- ・困難を抱える若者の社会的自立に向けて若者支援施設による相談支援などを実施したほか、ひきこもり状態にある人とその家族が集まり支援を受けられる機会を設ける事業を試行的に実施。
- ・指標⑤について上昇傾向。雇用状況の改善や若者支援施設等による相談支援による効果もあったと認識。
- ・困難を抱える若者への支援に当たっては、各取組の推進とともに、関係機関のネットワーク機能を強化し、より一層連携を深め、適切な支援につなげていけるよう取り組んでいく。

基本施策4 保護者の就労や生活基盤の確保

- ・女性の多様な働き方を支援する窓口の開設、ひとり親家庭の就業支援など保護者の就労支援とともに、子育て世帯への手当等の支給などの生活基盤確保に向けた支援を実施。
- ・実態調査では、家計の状況が「ぎりぎり又は赤字」との回答割合が6割に上り、世帯の状況によって教育資金の準備状況にも差が生じることを確認。
- ・世帯の暮らし向きの安定に向け、就労支援や経済的な支援を着実に進める。

基本施策5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

- ・社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、生活保護世帯などに対しては、内容を拡充しながら個々の状況に応じた支援策を実施。
- ・指標⑧について、児童養護施設の小規模化推進、里親委託制度の着実な実施により目標を達成。指標⑩については緩やかな上昇傾向。生活保護世帯への高校就学費の支給や各種奨学金の充実によって保護者の負担が軽減されているほか、学習支援事業等によって進学意欲が向上していると考えられる。
- ・特に困難を抱えやすい子どもや世帯に対しては、多岐にわたる課題と個々の状況に応じたきめ細かな支援を推進していく。

現状における課題、計画策定による効果と今後に向けて

困難を抱えていると思われる子どもの現状における課題

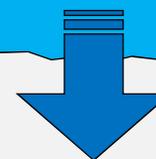
<貧困の見えにくさ、子どもや世帯の孤立化>

- ・核家族化や地域の間人関係が希薄化し、支え合い機能の弱まり、社会的孤立の傾向
- ・普段の生活からは一見して貧困の深刻さが見えにくい
- ・貧困の状況を周囲に見せない、知られたくない、頼れる相手がない
→現状の支援のネットワークから漏れてしまっている子ども・家庭の存在

<困難の複雑化、対応の難しさ>

- ・単なる経済的困窮だけではなく、養育環境面や子の発達面など複合的な課題を抱えているケースが多い
- ・貧困の原因が、家庭環境や保護者の成育歴などとも複雑に関係し、長きに渡る経過をたどっている
- ・貧困の連鎖から、当事者による貧困の自覚があまりない、支援を受容できない など
→対応が難しく、本当に支援を必要としている子どもに対し確実に支援を届けることの難しさ

いかに早期に発見し、
どうアプローチしていくか
が大きな課題



各施策において「支援が届いていない又は届きにくい子ども・家庭への支援を届けること」を特に意識しながら進めていく必要がある。

推進体制における課題

- 計画策定以前も、教育や福祉に関連する施策として、子どもの貧困対策に関連する取組を実施していたが、事業の実施状況について情報を集約する体制がなく、「子どもの貧困対策」についての意識に温度差があった。貧困層のみをターゲットとする事業の打ち出しの難しさもある。
→計画策定と担当課の設置により、各施策の取組状況を集約・管理・共有する体制ができ、また「子どもの貧困対策」を共通項とする意識を浸透させながら取り組んでいく土台ができた。

今後に向けて

- ◎重点的に推進すべき取組
支援が届いていない、届きにくい子ども・家庭へ支援を届けるための、相談支援体制の強化、制度の充実、普及啓発の強化に取り組んでいく。
- ◎庁内の連携
計画に位置づけている施策を着実に進めるとともに、関係部局が既存の事業も含めて「子どもの貧困対策」の視点を意識しながら、対象者に確実に支援を届けるために横断的なつながりを持って取り組んでいく。
- ◎社会の理解の促進
子どもの貧困対策は、行政の取組だけでは限界があり、子どもの貧困の現状や取組などを、子どもと関わる様々な関係者をはじめ、市民と共有し、理解や意識を深め、社会全体で子どもの健やかな成長を支える機運の醸成を図っていく。

<国の動きなど>

○計画期間中においても、国や道の動向により、必要に応じた見直しを行っていく。

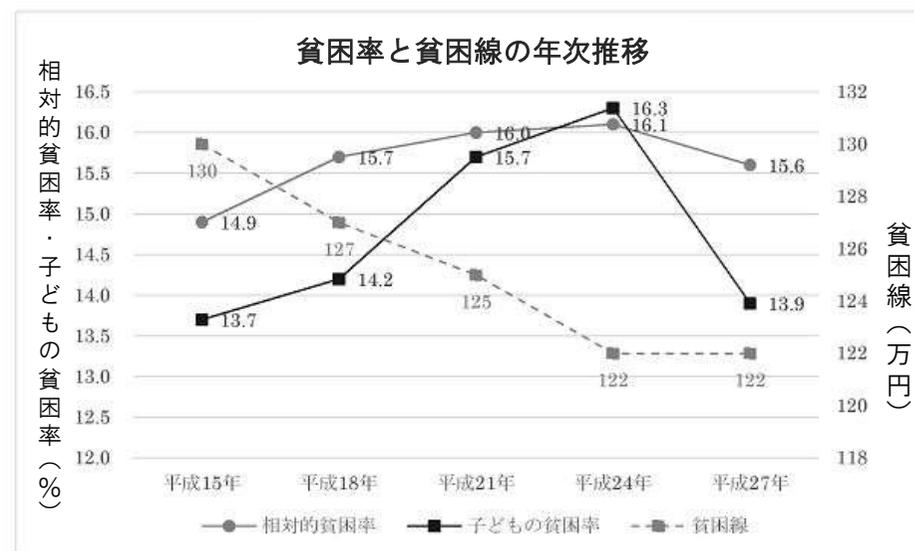
1 国の動き

<子どもの貧困率（全国）>

平成28年国民生活基礎調査において、平成27年の子どもの貧困率が**13.9%**となり、過去最高を更新した平成24年に比べて2.4ポイント改善が見られたものの、未だ、およそ7人に1人の子どもが経済的に貧困の状態。

※17歳以下の子どものうち、世帯の人数で調整した平均的な所得の半分未満の所得の世帯で暮らしている子どもがおよそ7人に1人存在することを意味する。

※本市が実施した実態調査では、回答者の負担も考慮して、世帯の収入のみをたずね、税金や社会保険料などはたずねておらず、可処分所得の算出ができないため、札幌市における国の相対的貧困率、子どもの貧困率に相当する数値等を算出することはできない。



<資料>厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

<子どもの貧困対策の推進に関する法律>

国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなどにより子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として平成26年1月法を施行。

令和元年6月、同法を改正する法律が成立し、目的規定に子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることが明記されるなど、目的・基本理念の充実のほか、市町村に対し貧困対策計画の策定を努力義務とした。

<子供の貧困対策に関する大綱>

法に基づき、政府として子どもの貧困対策を総合的に推進し、解決に取り組んでいくための基本方針や柱となる施策を示すものとして、平成26年8月に閣議決定。大綱には基本方針、推進効果の検証・評価のための指標の設定、指標を改善するための重点施策などが示されている。

上記の法改正をもとに、大綱についても年度内をめどに改正される見込み。

(「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」、「検証評価等の施策の推進体制」などが記載される見込み。)

2 北海道の動き

北海道においては、平成27年12月に「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定。今年度が計画期間の最終年度であり、改定される予定。